

令和5年度答申第50号
令和5年12月7日

諮問番号 令和5年度諮問第56号（令和5年11月13日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 未払賃金の立替払事業に係る事業主についての不認定処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が立替払事業に係る賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号。以下「賃確法」という。）7条及び賃金の支払の確保等に関する法律施行令（昭和51年政令第169号。以下「賃確令」という。）2条1項4号に基づく認定申請（以下「本件認定申請」という。）をしたのに対し、A労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）が不認定の処分（以下「本件不認定処分」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

- （1）賃確法7条は、労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業の事業主（厚生労働省令で定める期間以上の期間にわたって当該事業を行っていたものに限る。）が破産手続開始の決定を受け、その他政令で定める事由に

該当することとなった場合において、当該事業に従事する労働者で所定の期間内に当該事業を退職したものに係る未払賃金（支払期日の経過後まだ支払われていない賃金）があるときは、当該労働者の請求に基づき、当該未払賃金に係る債務のうち所定の範囲内のものを当該事業主に代わって政府が弁済するものとする旨規定する。

- (2) 賃確法7条における上記「その他政令で定める事由」について、賃確令2条1項4号は、事業主（賃確法7条の事業主をいう。ただし、賃確令2条2項の中小企業事業主であるものに限る。）が事業活動に著しい支障を生じたことにより労働者に賃金を支払うことができない状態として厚生労働省令で定める状態になったことについて、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主に係る事業を退職した者の申請に基づき、労働基準監督署長の認定があったこととする旨規定し、この「厚生労働省令で定める状態」について、賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第26号。以下「賃確則」という。）8条は、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がないこととする旨規定する。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、宅地建物取引業者であるB社（以下「本件会社」という。）に雇用された労働者であったが、令和3年12月31日、退職した。
(認定申請書、「健康保険被保険者証の返納について」と題する書面、宅地建物取引業者票の写真)
- (2) 審査請求人は、令和4年6月2日、本件会社が賃確令2条2項の中小企業事業主であって、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がない状態であることについて、認定を求める認定申請書を処分庁に提出して、本件認定申請をした。
(認定申請書)
- (3) 処分庁は、令和4年10月6日付けで、本件認定申請につき、「事業活動を継続しているため。」との理由を付して、本件不認定処分をした。
(不認定通知書)
- (4) 審査請求人は、令和5年1月5日、審査庁に対し、本件不認定処分を不服として本件審査請求をした。
(審査請求書)
- (5) 審査庁は、令和5年11月13日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却

すべきであるとして、本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

4 審査請求人の主張の要旨

- (1) 本件会社では、現在、目的として登記されている医療関係事業の活動は確認できず、本件会社のホームページに令和4年12月31日時点で掲載されている旧本店所在地（C地）における不動産事業の営業も確認できないことから、本件会社の営業活動は現在認められない。
- (2) 本件会社のホームページには、令和4年12月31日時点で、令和3年には掲載されていた取扱不動産の掲載が一切なく、令和4年に入ってから更新も一切されておらず、事務所所在地が旧本店所在地の記載のまま放置されている。令和3年中までは本件会社の主な営業活動を担っていたポータルサイトへの登録が既に取り消されている状況からも、本件会社は営業活動をしていないと判断せざるを得ない。
- (3) 本件会社は、A労働基準監督署（以下「本件労基署」という。）の担当官から度重なる行政指導を受けたにもかかわらず、審査請求人に対し、未払賃金を支払うことができなかった。本件会社は、事業復活支援金や特定求職者雇用開発助成金が振り込まれても、審査請求人に対し、未払賃金を支払わなかったのであり、企業としての実態がなく、賃金支払能力がない。
- (4) 本件会社が令和4年2月10日付け及び同月21日付けで締結した不動産売買契約書では、重要事項説明を行った宅地建物取引士が令和3年12月末日で既に退職している審査請求人名となっている。さらに、令和4年2月21日付けの契約書には、当該物件が事故物件である旨の記載もない。本件会社がこのような反社会的な取引の受け皿とされていたとしても、営業を継続しているとはいえない。
- (5) 本件労基署の担当官が令和4年2月24日に本件会社に臨検を行った際、宅地建物取引業者票に記載された専任の宅地建物取引士の氏名が既に退職している審査請求人のものであることが確認された。宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）によれば、宅地建物取引業を営む事業者はその専任の宅地建物取引士の不在による新たな専任の宅地建物取引士の登録を2週間以内に行わなければならないとされており、本件会社が既に事業を継続して行える状態でないことが確認された。本件会社は、欠員を埋めるために審査請求人を雇用した当初から、免許必須要件である唯一の専任の宅地建物取引士である審査請求人への給与支払を怠り、半年分の未払

が累積してその雇用継続が困難になったのだから、その段階で既に宅地建物取引業者としての事業継続が不可能な状態であったといえる。

- (6) 令和5年3月17日時点で、本件会社の宅地建物取引業免許の情報を見ると免許有効期間が同月9日までとなっており、免許の更新が確認できない。
- (7) 処分庁が聴取を行った本件会社の前代表取締役であるDは、審査請求人の年末調整に不適切な対応をし、再三是正を要求してもそれを拒否するような人物であり、その供述は信用できない。前代表取締役であるDではなく、当時から本件会社を実質的に支配していた現代表取締役であるEに聴取できていない点が、処分庁の調査の根本的な誤りである。
- (8) 本件会社では、存在していない外注費や顧問料が記載された帳簿や、審査請求人への賃金未払が反映されていない賃金台帳が、Eの指示で作成されており、不適切な会計処理がされている。
- (9) 以上から、本件不認定処分の取消しを求める。

(審査請求書、反論書、主張書面)

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりである。

- 1 本件審査請求の論点は、本件会社が「事業活動が停止し、再開する見込みがない」状態とは認められないとした本件不認定処分の適否についてである。
- 2 事件記録からは、以下の事実が認められる。
 - (1) 本件会社は、不動産業を営んでいる。
 - (2) 審査請求人は、本件会社で宅地建物取引士として雇用されていたが、令和3年12月31日に退職した。
 - (3) 本件会社は、令和4年3月から、宅地建物取引士の有資格者である労働者Fを、同年4月からは別の労働者を雇い入れ、本件不認定処分時には2名の労働者を雇用していた。
 - (4) 本件労基署の担当官は、令和4年6月27日、本件会社に臨検したところ、外には本件会社名の看板が掲げられ、事務所内には照明が点灯していた。また、応対したFは、Dからは本件会社を閉鎖するような話は聞いていない旨申し立てた。
 - (5) 本件会社は、令和4年11月1日、C地からG地に移転した。
 - (6) Dは、令和4年11月24日、本件労基署の担当官に対し、要旨以下のとおり申し立てた。

ア 令和4年11月1日から代表取締役が替わり、私はヒラの取締役となった。

イ 現状は負債も多いが、不動産事業を続けている状況である。

ウ 主な業務内容は、物件を見つけて資金の借入先と買主を探し、購入と同時に売却することである。

エ 「再建築不可物件」の土地を見つけてきて、建築できるようにして売却すること等を行っており、現在も億単位の案件を交渉中である。

オ 現在は労働者2名が勤務している。

(7) 本件労基署の担当官は、令和4年11月25日、本件会社の移転先に臨検したところ、郵便受け及び出入口のドアに本件会社名が掲げられていた。

3 上記2の(3)及び(4)によれば、本件会社は審査請求人が退職した後も、宅地建物取引士の有資格者を含めて労働者2名を雇用しており、本件労基署の担当官による臨検の結果においても事業場が閉鎖されている状況であったとは認められないこと、さらに上記2の(6)及び(7)によれば、本件会社は事務所の移転後においても、労働者2名を雇用し、Dは事業を継続する意思を有しており、本件労基署の担当官による移転先の臨検の結果においても事業場の閉鎖に至っているとは認めがたいこと等、本件不認定処分後の状況も併せ勘案すれば、本件不認定処分時において、本件会社が「事業活動が停止し、再開する見込みがない」状態であったとまではいえない。そうすると、本件不認定処分は、賃確則8条の規定に照らし、違法又は不当なものとは認められない。

4 よって、本件審査請求には理由がないことから、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

(1) 本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続の経緯は、以下のとおりである。

本件審査請求 : 令和5年1月5日

弁明書の提出 : 同年2月17日

再弁明書の受付 : 同年5月2日

物件の提出(処分庁) : 同年9月22日

審理員意見書の提出 : 同年10月13日

本件諮問 : 同年11月13日

- (2) これらの一連の手続をみると、処分庁は、弁明書の提出時に、弁明書で主張した事実を裏付ける資料である処理経過の大部分を添付資料として提出せず、弁明書の提出後7か月以上経過してから審理員に提出している。処分庁は、上記のような基本的資料については、弁明書の添付資料として提出すべきであるし、提出されない場合には、審理員は速やかにその提出を求めるべきである。仮に上記資料が速やかに提出されていれば審理員意見書の提出までの期間は短縮することができたと考えられる。審査庁においては、手続を迅速に進行させるための方策を講ずるべきである。
- (3) 上記で指摘した点以外には、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件不認定処分の適法性及び妥当性について

- (1) 賃確法7条及び賃確令2条1項4号に基づく認定を受けるためには、事業主が、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がない状態になったことが必要であり、その認定に当たっては、事業主の活動内容を総合的に考慮して判断すべきものである。
- (2) 本件において、本件会社の事業活動については、以下の事実が認められる。
- ア 本件会社は、主として不動産事業を営む会社である。

(処理経過)

イ 本件会社の代表者は、令和4年9月5日及び同年10月6日に、本件労基署の担当官に対し、事業活動を行っていること、今後も継続するつもりであることを表明している。

(電話録取書、処理経過)

ウ 本件会社の代表者が令和4年9月に提出した同年8月までの賃金台帳及び出勤簿によれば、同時点で宅地建物取引士を含む労働者2名が在籍していることが確認された。

(出勤簿、賃金台帳、処理経過)

エ 本件労基署の担当官が、令和4年6月27日に本件会社の事務所に臨検したところ、本件会社の看板が掲げられ、労働者が応対した。本件会社の事務所はその後移転しているが、移転後の同年11月25日、本件労基署の担当官が臨検したところ、郵便受け及び出入口ドアに本件会社名が掲げられていることが確認された。

(処理経過、新事務所の写真)

これらの事実に照らすと、本件会社については、本件不認定処分当時、事業拠点となる事務所が存在し、労働者が2名雇用されており、代表者は事業活動継続の意思を表明していることから、事業活動を停止していたと認定することはできない。

3 まとめ

以上によれば、本件不認定処分が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	木	村	宏	政
委	員	交	告	尚	史